

安心安全コーディネーターによる感染防止対策の促進

（予算額：1,500千円）

市の感染防止対策講習を受けた**事業者や個人を「安心安全コーディネーター」として認定し、市内店舗等へ正しい感染防止の知識普及と対策の促進**を図ります。

●安心安全コーディネーターの認定

市の感染防止対策講習を受けた事業者や個人を安心安全コーディネーターとして認定し、市内店舗等に対し、感染防止対策に関する支援策等の情報提供やアドバイスを行っていただきます。

【対象者】 飛騨地域内に事業所又は住所を有する事業者及び個人であって、市の講習を受け感染防止を図るための設備や備品の製作又は設置に関するノウハウを有するもの

- 【手数料】
- ① 安心安全コーディネーターの監修による感染防止対策を実施し、対象店舗が市の“安心安全宣言”事業者に登録された場合、1件当たり施工費用の10%（上限15,000円）を支給します。
 - ② 市内店舗等が行う飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度の交付申請にあたり感染対策の実施状況を確認していただいた場合、確認作業として1件当たり3,000円を支給します。

●市内店舗等へのインセンティブ

安心安全コーディネーターの監修等を受けた市内店舗等について、以下の補助事業のインセンティブを付与します。

（1）飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度（補助上限額の引上げ）

【期間】 令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）

【拡大内容】（通常）補助率 対象経費の10/10（上限10万円）

申請回数 1回限り



（特例）補助率 対象経費の10/10（上限15万円）

申請回数 既に申請済みの方も申請可能とします

（2）飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度（対象者限定復活）

【対象者】 市内に事業所を有する全ての商工業者及び飛騨市に住民登録を有する個人（大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除く）

【補助対象】 看板や案内表示の製作費、リーフレット・チラシ等の印刷費・宣伝費、テイクアウトや出前等を始めるための消耗品費等

【補助額】 10/10 限度額20万円（2回目でもOK）

【期間】 令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）

【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901（申請に関すること）

飛騨市役所 市民保健課 0577-73-2948（講習に関すること）